

【高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を希望される方は必ず事前にお読みください】

## 高齢者肺炎球菌ワクチン（23価）説明書

予防接種法に基づき実施する高齢者肺炎球菌ワクチン（23価）の予防接種にかかる費用の一部を助成します。

予防接種の対象となり、過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種した情報のない方にこのお知らせをお送りしています。

接種を希望する方は、同封の高齢者肺炎球菌ワクチン（23価）の予診票にある説明をお読みいただき、医師とご相談のうえ接種してください。

なお、この通知を受けた方で過去に、1回でも自費等で23価肺炎球菌ワクチンを接種された方は、ご利用いただくことができません。お手数ですが予診票の廃棄をお願いします。

### 【接種の効果】

日本人の主な死亡原因の一つとして「肺炎」があり、そのうちの約4分の1は肺炎球菌によって引き起こされるといわれています。この高齢者肺炎球菌ワクチン（23価）は、約90種類に分類される肺炎球菌のうち、病気を引き起こしやすい23種類の菌の成分を含んでおり、肺炎の罹患や重症化に対する予防効果が期待されています。

### 【接種期間】（一部助成の対象となる接種期間）

65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで

### 【対象者】

接種日に秩父市に住民登録があり、本人が接種を希望し、かつ次の1、2のどちらかにあてはまる方。接種日において秩父市に住民登録がない方は、秩父市の予診票は使用できませんので、転出先の市区町村にお問い合わせください。

過去に高齢者肺炎球菌ワクチン（23価）の予防接種を1回でも受けたことがある方は対象外です。

- 1 65歳の方（65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで）
- 2 60歳以上65歳未満の方で、心臓・じん臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい<sup>①</sup>を有する方（いずれも身体障害者手帳1級程度の方）。  
※2に該当する方は、接種日時時点で満60歳（60歳誕生日前日から）以上が対象者となります。

### 【接種回数】

1回（一部助成が受けられるのは生涯1回のみです。）

### 【接種費用】

自己負担額（公費負担額を差し引いてある金額） 2,500円

※医療機関窓口で2,500円（自己負担額）をお支払いください。ただし、生活保護受給者および中国在留邦人等支給制度の受給者は、受給者証等を提示した場合に無料で受けられます。

## 【接種方法】

接種を希望される方は同封の予診票にある説明をご確認いただき、必要事項を記入のうえ、別紙の接種実施医療機関で接種してください。

医療機関によっては、事前予約が必要な場合もあります。事前に医療機関にご確認ください。

## 【接種に必要な持ち物】

- ・ 秩父市が発行した高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票及び予防接種済証
- ・ 住所、氏名、年齢が確認できる身分証明書。なお、生活保護受給者および中国残留邦人等支援受給の方は受給証明書を、心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをもつ方（いずれも身体障害者手帳1級程度の方）は、その証明書類等を併せてお持ちください。
- ・ 自己負担金（2,500円）

## 【接種にあたっての注意事項】

- ・ 対象者以外や万が一、過去に1回でも高齢者肺炎球菌ワクチン（23価）を受けたことがあると確認された場合も、全額自己負担となりますので十分ご注意ください。
- ・ 13価の肺炎球菌ワクチンの予防接種は公費負担の対象外となります。ただし、13価ワクチン接種後半年（接種した日の翌日から起算して半年）を経過し、23価ワクチン未接種だった場合には、23価ワクチンの接種は補助の対象となります。
- ・ 予診票は、医療機関にはありませんので忘れずにお持ちください。
- ・ 「高齢者肺炎球菌予防接種済証」は、事前に必要事項を記入し、医療機関に提示してください。予防効果は、5年以上持続するとされていますが、医師が必要と認めた場合、5年経過後再接種してよいことになっています。その際の証明となりますので予防接種後は、大切に保管してください。



問い合わせ先  
秩父保健センター  
電話 22-0648

